

令和2年2月17日

会 員 各 位

(一社) 島根県歯科医師会
会長 内 田 朋 良
(医 療 管 理 部)



歯科医院でのコロナウイルスへの対応について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては2月1日付指定感染症に指定され、状況は日々変化しているところです。この度、日本歯科医師会に対策本部が設置され、下記のとおり情報提供がありましたので、取り急ぎご周知いたします。

記

1. 感染拡大予防の観点から、新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いのある患者の診療を行った可能性があることが判明した場合又は、罹患した疑いのある患者が直接来院した場合は、最寄りの保健所に連絡の上、対応について相談する。(※1 参照)
2. 院内全体で標準予防策の徹底
院内の環境整備（スタンダードプリコーションの再確認と徹底に努めて下さい。）
ドアノブや手すりなど不特定多数が触れる部分はこまめにアルコール清拭して下さい。
3. 最新情報の確認 (※2 参照)

※1-1) 新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義

感染が疑われる患者は、37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状があり、

- ・発症前14日以内に湖北省または浙江省に渡航あるいは居住していた人、
- ・発症前14日以内に湖北省または浙江省に渡航あるいは居住していた人との接触歴がある人

※1-2)

保健所	専用電話番号
松江市・島根県共同設置松江保健所	0852-33-7673
雲南保健所	0854-47-7778
出雲保健所	0853-24-7028
県央保健所	0854-84-9812
浜田保健所	0855-29-5970
益田保健所	0856-31-9512
隠岐保健所	08512-2-9600

※2) 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html